

令和8年度 第5回 世田谷区長定例記者会見

令和8年9月4日
世田谷区

友好都市・熊本市への見舞金の贈呈

区及び区議会からの災害見舞金を友好都市である熊本市に贈呈するとともに、被災から約1か月が経過した被災地の現状及び支援状況等の把握を行い、今後の区の災害対策に資する目的で熊本市等へ職員を派遣した。

8月26日：八代市、宇城市、氷川町、嘉島町 27日：熊本市

区及び区議会からの見舞金贈呈



倒壊した八代宮拝殿（八代市）



宇城市の避難所



令和8年熊本地震災害支援金 ～区に寄せられた寄附を被災自治体へ寄贈します～

7月29日（水）募金開始

募集方法

①募金箱への入金

区内の各窓口にて開庁日に募金箱を設置しています。

＜設置場所＞市民活動推進課（梅丘分庁舎3階）

本庁舎東棟1階

各総合支所地域振興課

各出張所

各まちづくりセンター



29日から本庁舎東棟へ募金箱設置

②専用口座への振込

専用口座でも受け付けています。詳細は区HPをご覧ください。

これまでの募金額(9月1日時点)

6,136,934円

8月22日（土）街頭募金

当日の募金額

631,134円

時間 16時から17時

場所 三軒茶屋駅、下北沢駅、

二子玉川駅、成城学園前駅、千歳烏山駅



下北沢駅の様子

令和8年熊本地震災害支援金

令和9年3月31日（水）まで受付中

～皆様の温かいお気持ちをお寄せください～



止水板設置等助成事業の実施状況について（令和8年4月～）

止水板設置等助成内容

▼ 助成率	個人：4／5、法人：3／5
▼ 限度額	止水板設置工事 100万円
	簡易止水板購入 16万円

申請実績（令和8年4月～8月27日時点）

相談
109件

申請済
64件
申請額
4419万円

申請見込
125件

申請の内訳

止水板設置工事
59件

簡易型止水板購入
5件

設置事例（店舗の出入口への止水板設置）

設置前



設置後



事例概要 世田谷区尾山台 店舗

- ・大雨時の浸水被害に備え、店舗出入口に止水板を設置
- ・工事費 約75万円
- ・助成額 約60万円

💡 助成制度を活用し浸水への備えをお願いします

産業活性化拠点「HOME/WORKVILLAGE」における 令和7年度実績報告について



①区民・事業者に開かれた場

★来場者数/延べ人数 435,072/300,000人

★地域・事業者のイベント開催数/本数 1,104/40回



産業活性化拠点「HOME/WORKVILLAGE」における 令和7年度実績報告について

②既存産業の活性化支援

★地域連携型ハンズオン支援 14/15社

《支援の事例》



(H/WV内での
イベント)



(企業との実証実験)



(プロトタイプ
開発)

④産業と連携した学びの支援

- ★ 常設の学びの場の運営 242/230日
- ★ アントレプレナーシップ教育 28/12本
- ★ SDGsやソーシャルアクションプログラム 28/12本
- ★ 子どもの年間受入人数(延べ) 13,109/2,500人



(クリエイティブ
ラーニングスクール
「Qレンズ」)



(子ども向け体験型
ワークショップ)

③起業・創業支援

- ★アクセラレータープログラム 27/60社
- ★区内起業・創業数 9/3件
- ★ビジネスマッチング 8/5件
- ★地域や社会課題への影響に関する目標達成割合 80/60%



(創業支援スペース「MIDORI.so」)



(教室、シェアキッチン)

12月6日
開催(日)

第16回 世田谷子ども駅伝

～仲間とつなぐ、タスキと絆～

総合運動場 陸上競技場
午前9時45分～午後0時30分頃



- ◆募集期間 10月31日(土)まで
- ◆対 象 世田谷区内在住・在学・在クラブの
小学5・6年生及び中学1～3年生

第29回アドベンチャーin多摩川いかだ下り大会

～多くの協賛企業・協力団体の皆様のご支援・ご協力のもと、無事に大会を終了しました～



日時: 令和8年8月30日(日)午前9時30分～午後1時
会場: 多摩川河川敷 (二子玉川公園付近～谷沢川河口付近)
参加チーム: 46チーム

9月は認知症月間 ～9月21日は認知症の日～

にんさぽギャラリー2026

認知症月間(9月)期間中の9/18(金)～28(月)に
世田谷区保健医療福祉総合プラザ1階にて開催いたします。

区内の認知症のご本人の方々が経験や感性を
活かして制作した彩り豊かな作品を展示します。



認知症月間イベント (9/26(土)開催)

認知症講演会、アクションチーム展示、も
の忘れ相談コーナーを実施予定。

認知症講演会

「高齢者の睡眠と認知症」

地方独立行政法人東京都立病院機構
東京都立松沢病院 院長 布村 明彦 氏

令和8年 **9/26土** 14:00-15:15
(13:30 受付開始)

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ
1階 うめとぴあホール

対象 世田谷区在住・在勤・在学の方

定員
150名
(要申込)

〈お申込み〉

二次元コード



または

せたがやコール
(TEL:03-5432-3333)

からお申し込みください。

認知症在宅生活サポートセンターは

認知症月間イベント等の企画運営に加え
認知症の早期対応、医療・介護・福祉の
連携推進、専門職支援、家族支援など、
区全体の認知症施策を推進しています。

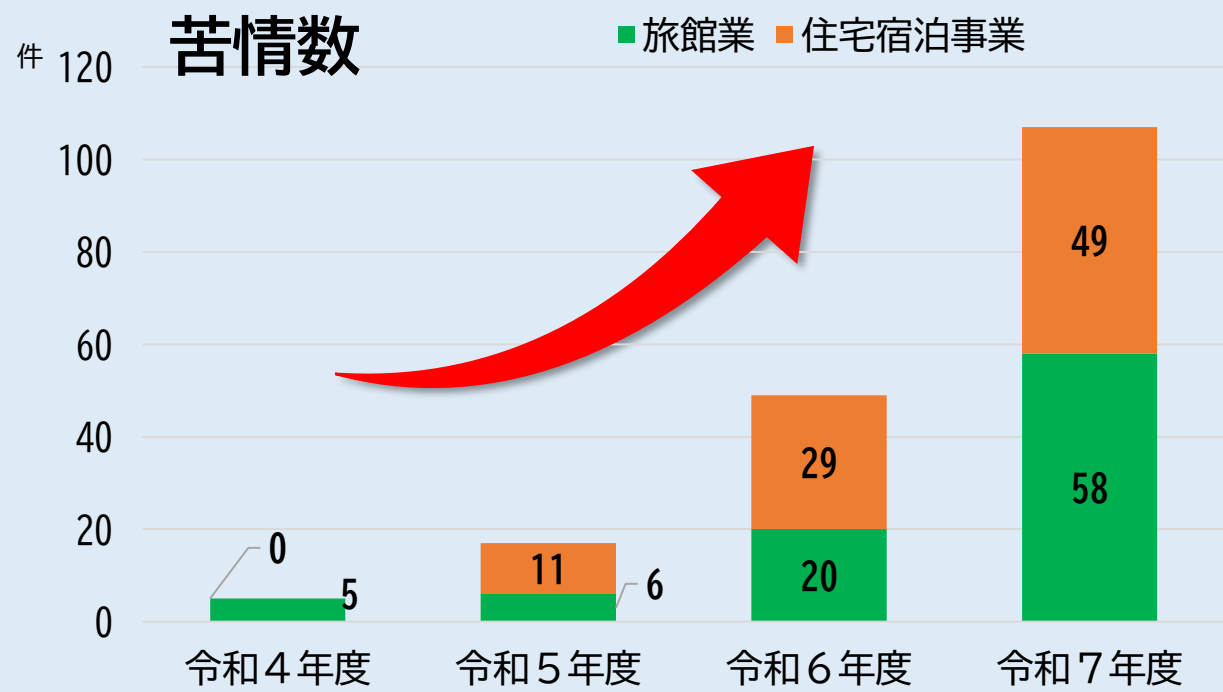
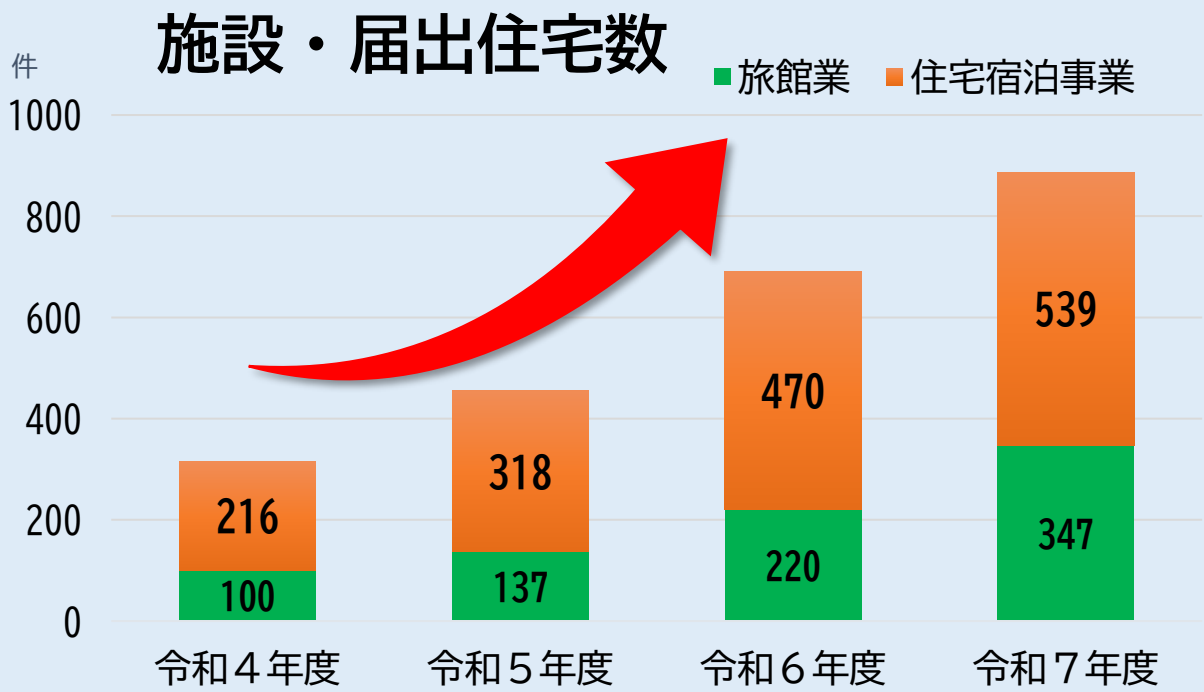


10月3日（土）開催予定 第48回世田谷区たまがわ花火大会



旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する 条例改正(素案)について

旅館業施設・届出住宅数と苦情数の推移



施設・住宅数と苦情数がともに増加

旅館業及び住宅宿泊事業の施設形態

施設形態	旅館業	住宅宿泊事業
ビル・マンションの一部で営業	255件	465件
1つの建物	96件	78件
1つの建物 (フロントありかつ5部屋以上)	13件	
合計	364件	543件

令和8年6月30日時点

➡圧倒的に「ビル・マンションの一部で営業」が多い

世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会

世田谷区における旅館業及び住宅宿泊事業の適正な実施を図るため協議会を設置。

回	日時・場所	内容
第1回	日時：令和8年5月21日 場所：北沢タウンホール	現状と課題を整理し、条例改正の必要性について議論した。
第2回	日時：令和8年7月13日 場所：梅丘パークホール	条例改正の方向性の検討した。
第3回	日時：令和8年8月19日 場所：北沢タウンホール	条例改正素案と宿泊施設の地域資源活用の検討した。



第2回協議会の様子

特別区長会の有志による「住宅宿泊事業の適正化に関する要望」

住宅宿泊事業の適正化に関する要望

① 条例による規制権限の拡大

自治体が地域の実情に応じて、区域・期間以外の事項についても柔軟に規制できるよう規定を明文化すること。

② 届出制から許可制への見直し

住宅宿泊事業を届出制から更新制を伴う許可制へ改めるとともに、事業者を国内居住者に限定すること。

③ 管理業者規制の強化

住宅宿泊管理業者の要件を厳格化し、適正な管理の徹底及び管理業務の再委託を禁止すること。

④ 仲介事業者への監督強化

住宅宿泊仲介業者への指導監督を強化し、違法物件を掲載した仲介業者への処分を厳格化すること。

⑤ 悪質事業者の排除

業務停止命令や廃止命令を受けた事業者について、旅館業及び住宅宿泊事業の欠格事由を拡大すること。

特別区長会有志の要望が「住宅宿泊事業制度」に焦点を当てたもの。

世田谷区は、区長会総会等で議論を重ねてきたが、**次の2点について議論が尽くされていないため、要請行動に加わらなかった。**

①旅館業と住宅宿泊事業を一体的に検討すべき

根拠法令は異なっているが、発生する問題は共通点が多く、かつ、住民からは非常に差異がわかりづらい制度。

旅館業法、住宅宿泊事業法との課題を一体となって検討し、住民と事業者が共生できる仕組みが必要。

②規制だけではなく適正な事業者への配慮も必要

適正な運営を行わない事業者には厳しい指導が必要。

一方、ルールを守り、適正な運営を行っている事業者が不利益を被るべきではない。

特別区長会の有志による「住宅宿泊事業の適正化に関する要望」 に対する 区の見解

5月27日、特別区長会の有志による「住宅宿泊事業の適正化に関する要望」を自由民主党へ提出。
(その後、観光庁（5月29日）、厚生労働省（6月4日）、国土交通省（6月18日）へ同要望書を提出。)

5月28日、世田谷区の見解を区ホームページに掲載。



特別区長会の有志による「住宅宿泊事業の適正化に関する要望」に対する 区の見解

令和8年5月27日に新宿区長、墨田区長及び江戸川区長が、自由民主党本部を訪れ、萩生田幹事長代行に「住宅宿泊事業の適正化に関する要望書」を提出したとの報道がありました。

当要望書は、当区と杉並区を除く特別区長会において賛同した21区の区長が連名で原案に賛同し、上述の3区が代表して提出したものです。

世田谷区においても、区民から旅館業施設及び住宅宿泊事業届出住宅が増加し、それにあわせて苦情等の相談が増加しています。これまで、所管部課長会での検討を経て、特別区長会の総意として国への要望を提出すべく、世田谷区としての意見を文書で提出し、区長会総会等で議論を重ねてまいりました。区として本要望書の内容については賛同できる箇所が含まれますが、以下の2つの点について、十分な議論を尽くされたとは言えないことから、今回の要請行動に加わりませんでした。



旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する 条例改正（素案）について

主な改正内容

各条例（改正素案）に共通する内容

改正項目	期待する効果
●名称、緊急連絡先等を記した標識の掲示	施設情報や連絡先を明確にし、地域住民の安心感の向上と迅速な問題解決につなげます。
●周辺住民等への事前周知	周辺住民への理解促進と不安軽減を図るとともに、トラブルの未然防止と良好な住環境の維持につなげます。
●廃棄物の適正な処理	廃棄物の適正処理を徹底し、ごみの散乱防止や生活環境の保全を図ることで、地域との共生につなげます。
●緊急時の駆けつけ要件	緊急時やトラブル発生時の迅速な対応を確保し、宿泊者と周辺住民の安全・安心の向上につなげます。

旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する 条例改正（素案）について

主な改正内容

世田谷区旅館業法施行条例（改正素案）

改正項目	期待する効果
●宿泊者へ地域ルールや注意事項の説明	宿泊者のルール理解を促進し、近隣トラブルを防止するとともに、地域と調和した適正な施設運営につなげます。
●玄関帳場若しくは同等の設備	宿泊者の本人確認、苦情対応及び緊急時対応等に必要な機能が確実に確保され、旅館業施設の適正な運営及び利用者の安全確保につなげます。

旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する 条例改正（素案）について

主な改正内容

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(改正素案)

改正項目	期待する効果
●住居専用地域について平日の事業の制限 ※土日祝日としている事業可能日を家主居住型などの条件に適合した場合のみ、年間180日までの平日の事業も可能とする。 【制限解除の要件】 ○家主居住型 ○周辺住民等への事前周知 ○周辺住民の理解を得ている など	家主居住型等で適正な運営を行う事業者と他の事業者、家主不在型との差別化を図ります。

条例改正スケジュール（予定）

今後、素案について区民意見募集を行ったうえで、令和9年2月区議会第1回定例会に提案予定。

日程	内容
令和8年9月15日から10月6日	区民意見募集
令和8年11月5日	第4回世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会
令和9年2月	区民意見募集に対する区の回答の公表
令和9年2月	区議会第1回定例会に条例等改正案を提案（上程）
令和9年4月1日	改正条例等施行

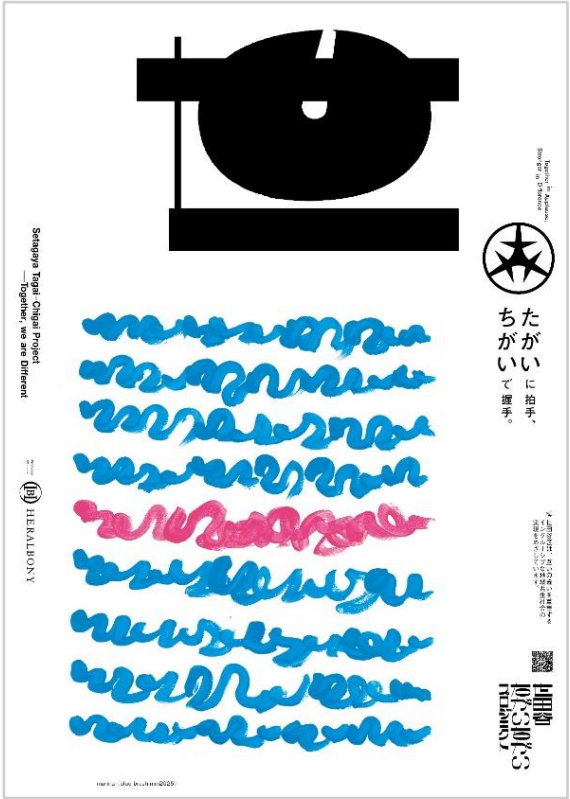
世田谷区障害理解の促進と地域共生社会 の実現をめざす条例の一部改正(素案) について

合言葉は、

「たがいに拍手、ちがいで握手。」

条例やその理念を広く区民に周知するプロジェクトです。
アートやワークショップ等を通じて、お互いの違いを尊重しあうことの価値を楽しみます。

世田谷
たがいちがい
プロジェクト



世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正（素案）について

本条例の目的

本条例は、障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現することを目的として令和5年1月に施行。

条例に基づく主な施策

障害に対する理解の促進及び
障害を理由とする差別の解消の
ための施策

安心して暮らし続けることがで
きる地域づくり並びに参加及び
活躍の場の拡大のための施策

情報コミュニケーションの推進
のための施策

改正の概要

国連障害者権利委員会から日本政府への勧告内容や障害者関係団体からの要望等を踏まえ、改正素案を取りまとめました。
主な改正内容は以下の3点です（令和9年4月施行予定）。

①自立した生活及び 地域社会への包容

- 生活の在り方は、ひとり暮らし、家族との同居、グループホームなど、本人の希望に応じて選択されるべきものであることを前提に、自らが選択した、地域での生活の実現に向けて区が取り組むことを定めます。

②障害者の意思決定支援

- 区、障害福祉サービス事業者等が「意思決定の支援に配慮し、その実施に努める」ことを定めます。
- 障害福祉サービス事業者が意思決定支援を実施するために、区が必要な施策を講じることを定めます。

③区政への参加・参画

- 区が政策を検討・決定する過程において、障害のある人をはじめ多様な立場の人々が主体的に関わることができるよう、環境の整備に努めることを定めます。

条例改正・次期インクルージョンプラン シンポジウム

日時 令和8年9月25日（金）18時30分～
会場 玉川せせらぎホール

プログラム

- 1 条例改正素案・次期インクルージョンプラン素案の概要説明
- 2 世田谷たがいちがいプロジェクトについて取り組みの紹介
- 3 本人発表
「今までの私 これからの私」
- 4 パネルディスカッション
～選択した自分らしい生活や地域共生社会の実現に向けて～

※ 「次期せたがやインクルージョンプラン」とあわせて実施

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例改正・次期せたがやインクルージョンプラン策定シンポジウム

参加無料
事前申込不要

当事者の選択を支える。

地域共生社会の実現に向け、
私たちができること

障害当事者が自分らしい生活を選択し、
安心して暮らし続けることができる社会に向けて、
一人ひとりがどんな支援や行動をできるのか、
一緒に考えてみませんか。

日時
令和8年 **9月25日(金)**
18:30～20:30 (開場18:00)

会場
玉川せせらぎホール
東京都世田谷区等々力三丁目4番1号
(東急大井町線等々力駅下車すぐ)

プログラム 詳細は裏面参照

- 1 条例改正素案・次期インクルージョンプラン素案の概要説明
- 2 世田谷たがいちがいプロジェクトについて取り組みの紹介
- 3 本人の発表「今までの私 これからの私」
- 4 パネルディスカッション～選択した自分らしい生活や地域共生社会の実現に向けて～

世田谷区公式ホームページ

参加無料・事前申込不要、手話通訳・要約筆記あり

詳細は世田谷区公式ホームページをご覧ください
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02083/33885.html>

問い合わせ先 世田谷区 障害福祉部 障害施策推進課
TEL 03-5432-2958 FAX 03-5432-3021

世田谷区
SETAGAYA CITY

条例改正スケジュール

今後、素案についてパブリックコメントを行ったうえで、令和9年2月区議会第1回定例会に提案予定。

日程	内容
令和8年9月	パブリックコメント、シンポジウム
令和9年2月	パブリックコメントに対する区の回答の公表
令和9年2月	区議会第1回定例会に条例改正案を提案
令和9年4月1日	改正条例施行予定